○二本松市地域総合整備資金貸付要綱

平成17年12月１日告示第50号

改正

平成18年３月31日告示第51号

平成18年５月22日告示第82号

平成19年４月27日告示第77号

平成20年７月24日告示第121号

平成21年６月30日告示第109号

平成23年８月10日告示第123号

平成26年３月31日告示第58号

平成28年６月29日告示第148号

二本松市地域総合整備資金貸付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資するため、必要な事項を定めるものとする。

（貸付対象費用）

第２条　貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

(１)　設備の取得等に係る費用

(２)　試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利又はリース料をいう。以下同じ。）

（貸付対象事業）

第３条　貸付けの対象となる事業は、市が策定した地域振興民間能力活用事業計画（第１号様式）に位置づけられた民間事業者等による事業（以下「貸付対象事業」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの

(２)　事業の営業開始に伴い、事業地域内において１人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの

(３)　事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が1,000万円以上のもの

(４)　用地取得等契約後５年以内に事業の営業開始が行われるもの

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付対象から除外する。

(１)　第三者に売却又は分譲することを予定する施設

(２)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施設

（貸付対象者）

第４条　貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

（貸付額）

第５条　貸付対象事業１件当たりの貸付額は、おおむね300万円以上とし、10億5,000万円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的、複合的に整備するものである場合には、１件当たりの貸付額を15億7,000万円を限度とする。

２　貸付対象事業１件当たりの第２条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の同条各号に規定する費用から、国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を同条第１号に規定する設備の取得等に係る費用の３分の１を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の35パーセントを限度とし、予算の範囲内とする。

３　貸付対象事業１件当たりの第２条第２号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業１件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント）未満とする。

４　地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置（地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。）を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。ただし、次項及び第６項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第１項の適用については、当分の間、同項中「10億5,000万円」とあるのは「13億1,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「19億6,000万円」とする。

５　定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第１項及び第２項の適用については、第１項中「10億5,000万円」とあるのは「16億8,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「25億3,000万円」とし、第２項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

６　連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年８月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第１項及び第２項の適用については、第１項中「10億5,000万円」とあるのは「16億8,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「25億3,000万円」とし、第２項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

７　１件当たりの貸付額の単位は、100万円未満の端数をつけないものとする。

（貸付利率）

第６条　貸付利率は、無利子とする。

（貸付対象期間）

第７条　貸付対象期間は、４年以内とする。

（償還期間等）

第８条　貸付金の償還期間は、15年（５年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（償還方法等）

第９条　貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

（債権の保全等）

第10条　市長は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等の確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

（貸付けの方法）

第11条　貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

（遅延利息）

第12条　借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

（繰上償還）

第13条　借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(１)　借入人若しくは保証人が支払を停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(２)　借入人又は保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

２　借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(１)　借入人が市が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

(２)　借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(３)　借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

(４)　借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(５)　借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

(６)　その他借入人が正当な理由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき、又は義務の履行を怠ったとき。

(７)　借入人に関して他の債務のため仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき、又は競売の申立てがあったとき。

(８)　借入人が解散したとき。

(９)　保証人が前３号に定める事由のいずれかに該当したとき。

(10)　前各号のほか、市において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（借入申請）

第14条　市から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域総合整備資金借入申込書（第２号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みを行わなければならない。

(１)　事業計画書（第３号様式）

(２)　事業者概要書（第４号様式）

(３)　設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書（第５号様式）

(４)　年度別損益・資金収支計画書（第６号様式）

(５)　連帯保証予定者の意見書（第７号様式）

(６)　過去３期分の損益計算書及び貸借対照表

(７)　その他貸付審査に当たり必要な補足資料

（貸付けの決定）

第15条　市長は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査及び検討を参考とすることとし、財団は、当該貸付けが本要綱に即したものであるか否かについて検討を行うものとする。

（貸付決定の通知等）

第16条　市長は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書（第８号様式）を交付し、貸付けを行わないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

（事情変更による貸付決定の取消し）

第17条　市長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付けの決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

３　前条の規定は、第１項の貸付けの決定を取り消した場合に準用する。

（貸付金の交付）

第18条　貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して市の指定する借入人名義の金融機関口座へ振込みの方法により行う。

（貸付金の管理）

第19条　市長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

（貸付け等に係る事務の委託）

第20条　市は、法令の定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

（事務委託の手続）

第21条　前条に規定する委託に際しては、市長は、財団と委託契約を締結する。

（補則）

第22条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成17年12月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、合併前の二本松市地域総合整備資金貸付要綱（平成元年二本松市告示第47号）、岩代町地域総合整備資金貸付要綱（平成２年岩代町訓令第14号）又は東和町地域総合整備資金貸付要綱（平成３年東和町告示第９号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

３　平成20年４月１日から平成21年３月31日までの間は、第５条第４項の規定中「７億5,000万円」とあるのは「８億円」と、「11億2,000万円」とあるのは「12億円」とし、同条第５項の規定中「９億3,000万円」とあるのは「10億円」と、「14億円」とあるのは「15億円」とする。

（過疎地域等における貸付額の特例）

４　平成33年３月31日までの間は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項に規定する「過疎地域」（第５条第５項、第６項及び次項に該当する場合を除く。）又は同法第33条第１項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同法同条第２項の規定により過疎地域とみなされる区域（第５条第５項、第６項及び次項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第５条第１項、第２項及び第４項の適用については、同条第１項中「10億5,000万円」とあるのは「13億5,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「20億2,000万円」と、同条第２項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第４項中「13億1,000万円」とあるのは「16億8,000万円」と、「19億6,000万円」とあるのは「25億3,000万円」と読み替えるものとする。

（特定被災地方公共団体等における貸付額の特例）

５　平成33年３月31日までの間は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する「特定被災地方公共団体」又はその区域の全部若しくは一部が同法第２条第３項に規定する「特定被災区域」内にある地方公共団体（第５条第５項及び第６項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第５条第１項及び第２項の適用については、同条第１項中「10億5,000万円」とあるのは「16億8,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「25億3,000万円」と、同条第２項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と読み替えるものとする。

附　則（平成18年告示第51号）

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年告示第82号）

この要綱は、平成18年６月１日から施行し、改正後の二本松市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成18年４月１日から適用する。

附　則（平成19年告示第77号）

この要綱は、平成19年５月１日から施行し、改正後の二本松市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成19年４月１日から適用する。

附　則（平成20年告示第121号）

この要綱は、平成20年８月１日から施行し、改正後の二本松市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成20年４月１日から適用する。

附　則（平成21年告示第109号）

この要綱は、平成21年７月１日から施行し、改正後の二本松市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成21年４月１日から適用する。

附　則（平成23年８月10日告示第123号）

この要綱は、平成23年８月10日から施行し、改正後の二本松市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成23年４月１日から適用する。

附　則（平成26年３月31日告示第58号）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年６月29日告示第148号）

この要綱は、平成28年６月29日から施行する。